

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大熊町長 吉田 淳

市町村名 (市町村コード)	大熊町 07545
地域名 (地域内農業集落名)	大川原地区 (大川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 22日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

震災そして原発事故のため住民の多数は避難先が生活の拠点となった。町に帰還し営農を行っている農業者は少数であり、担い手の高齢化、担い手不足が現実的な課題である。
遊休農地の発生を未然に防ぐためにも、意欲ある農業者や農業法人へ農地の利活用を委ねていきたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域全体で営農が発展・継続していく体制・組織(法人化等)作り。
担い手の意向にそった農地の集積・集約を進め、作業の効率化と省力化を図る。
外部人材や新規就農者の参入と定着のため、関係機関と連携した各種支援事業を実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び営農可能な農地を農業上の利用が行われる区域とする。
それ以外の農地は農地所有者による保全・管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農面積を拡大する意向のある担い手を中心に、ゾーニングを進展させながら集積し、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在は福島県営農再開支援事業の管理耕作などの補助事業を活用する。 農業者の意向に沿った農地の集積・集約化を進め、将来的に担い手の効率的な営農に即した農地の集約化を図るため、今後、農地中間管理機構の活用について検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体から新規就農や参入の相談があった場合は、JAや県などの関係機関と連携し、農地の幹旋や技術指導、経営相談などについて助言、支援等を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策のための各種制度を利用し、ワイヤーメッシュや電気柵、ワナの効果的な設置及び更新に努める。
- ②有機農業を営む農業者に対し、必要な支援を実施する。
- ⑦荒廃農地の発生を防止し、また周辺農地に悪影響を及ぼさないよう、所有者による保全管理や担い手による管理・耕作を進める。